

# 第2次あきる野市総合計画 基本構想（素案）

令和3年10月29日 時点

**【素案をご確認いただくに当たっての留意事項】**

- 文中の表やグラフについて、既存の報告書等から引用しているものも含まれているため、形式や色彩が統一されていない場合があります。さらに本文中の西暦和暦の表記は、読みやすさを考慮し、同一の表内における西暦和暦の統一、表やグラフとこれを引用している本文との西暦和暦の統一等を行っています。表やグラフは、第2次総合計画策定業務の最終段階であるデザインを整える際に、統一したものに作成し直す予定です。
- 段落の配置、フォント、写真、イラストなど、文章は、第2次総合計画策定業務の最終段階であるデザインを整える際に、整える予定です。
- 数値の端数処理は四捨五入しているため、構成比等の合計が100にならない場合があります。
- 用語の後ろに「\*」がついているものは、用語解説を加える予定の用語です。
- 都市間比較は、原則として次の11自治体を対象としています（共通のデータが公表されていない場合は、公表されている自治体で比較しています）。

<抽出条件>

- ①類似団体（人口5万人以上10万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%以上かつⅢ次65%以上の団体）のうち、東京都内の自治体（国立市、福生市、東大和市、清瀬市及び稲城市）を抽出
- ②あきる野市に隣接する類似団体以外の自治体（八王子市、青梅市、羽村市、日の出町、檜原村及び奥多摩町）を抽出

## 目次

第1部 序論.....	1
第1章 策定の趣旨・目的.....	1
第2章 第2次計画の構成等.....	2
第1節 第2次計画の構成及び期間	
第2節 第2次計画の位置付けと役割.....	4
第3章 第1次計画における取組の概要.....	5
第1節 対象とする取組	
第2節 テーマごとの取組の概要.....	5
第4章 まちづくりの背景.....	9
第1節 あきる野市の概要.....	9
第2節 時代の潮流と本市への影響など.....	16
第2部 基本構想.....	25
第1章 基本構想の取りまとめに当たって.....	25
第1節 市民参加機会の概要.....	25
第2節 市民参加機会から得られた意見などのまとめ.....	26
第2章 将来都市像.....	27
第1節 第2次計画における将来都市像.....	27
第2節 将来都市像の考え方等.....	28
第3章 基本理念.....	31
第1節 市民憲章.....	31
第2節 第2次計画における基本理念とその考え方.....	32
第4章 まちづくりの方向性.....	34
第1節 都市整備分野.....	34
第2節 産業振興分野.....	35
第3節 市民生活・環境分野.....	36
第4節 保健福祉分野.....	37
第5節 教育・文化・スポーツ分野.....	38
第6節 行財政分野.....	39
第5章 人口の展望（人口ビジョン）.....	40
第1節 今後の人口の見通し.....	40
第2節 将来人口（シミュレーション）.....	42
第6章 土地利用（調整中）.....	44



## 第1部 序論

### 第1章 策定の趣旨・目的

本市は、平成13年(2001年)3月に、平成13年度(2001年度)から令和3年度(2021年度)までを計画期間とする「あきる野市総合計画」(以下「第1次計画」という。)を策定しました。第1次計画では、「人と緑の新創造都市」を将来都市像に掲げ、市では、将来都市像の実現に向け、様々な施策に取り組んできました。

第1次計画の計画期間において、我が国では、急速な人口減少・高齢化の進行や、これに伴う医療・社会保障関係費の増大、大規模自然災害の頻発など、これまで私たちが経験したことのない事態を迎えることとなりました。こうした状況を受け、政府のリーダーシップの下、各地方公共団体は、人口減少問題の克服や成長力の確保等を目指す地方創生に向けた取組、防災、減災、迅速な復旧・復興に向けて、「強さとしなやかさ」を備えた国土をつくる国土強靱化の取組などを進めています。また、計画期間の終盤に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済社会活動だけでなく、これまでの社会の在り方や価値観に強い影響を及ぼし、従来のIoT\* (モノのインターネット)・ビッグデータ\*・AI\*等の技術革新に加え、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX\*)が求められるようになりました。

本市においても、人口減少や少子高齢化が進む中、それに伴う生産年齢人口の減少による市税収入の伸び悩みや義務的経費の増大が顕在化しています。また、近年類を見ない災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活への影響、公共施設の老朽化等の問題などにも、引き続き対応していく必要があります。こうした状況を踏まえ、市では、圏央道を生かした産業系土地利用の促進や職住近接を目指した雇用創出など、本市の更なる発展に向けた環境整備を進めるとともに、市民との協働による災害に強いまちづくり、同感染症に係る対策や支援に取り組んできました。

人口減少問題、社会経済情勢の変化などに対応し、豊かな自然環境などの本市の特性を踏まえた、市民が安全で安心して暮らせる住みよい社会を実現するためには、第1次計画の取組等を踏まえ、本市が抱える課題等に対応し、計画的なまちづくりを進める必要があります。そこで、第1次計画の計画期間の終了を受け、戦略的展望のもと、「いま」という時代に即した新たな将来都市像を定め、その実現に向けた総合的なまちづくりの方針を示すために、第2次計画を策定することとしました。

## 第2章 第2次計画の構成等

### 第1節 第2次計画の構成及び期間

第2次計画は、第1次計画と同様に、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画であり、基本構想、基本計画及び実施計画により構成します。

#### (1) 基本構想

第2次計画の基礎となるものであり、市のまちづくりに対する基本的な考え方（最上位の方針）、基本理念、将来都市像及びこれらを実現するための施策の方向性を示すものです。

基本構想の計画期間は10年間とし、第2次計画の計画期間と同様です。また、目標年次は、計画期間の最終年度である令和13年度（2031年度）とします。

なお、第1次計画の計画期間は20年間でしたが、より早い速度で変化をしていく社会情勢等に的確に対応していくため、第2次計画の計画期間は短縮することとしました。

#### 【計画期間と目標年次】

- ◆計画期間：令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）（10年間）
- ◆目標年次：令和13年度（2031年度）

#### (2) 基本計画

基本構想を実現するための具体的な施策やその目標を総合的かつ体系的に示すものです。施策等を体系化するに当たり、「都市整備分野」「産業振興分野」「市民生活・環境分野」「保健福祉分野」「教育・文化・スポーツ分野」「行財政分野」の6つの分野を設定しました。また、各分野では、現状や課題、目標となる指標、施策の内容等を示します。

#### 【計画期間と目標年次】

第2次総合計画・基本計画は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、計画期間を前期と後期の2期に分け、それぞれの期間を対象としたものを策定します。

- ◆前期基本計画：計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）  
目標年次：令和8年度（2026年度）
- ◆後期基本計画：計画期間：令和9年度（2027年度）～令和13年度（2031年度）  
目標年次：令和13年度（2031年度）

### (3) 国土強靱化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、本市に、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画であり、基本構想の実現に向けて、本市の強靱化という観点から、行政全般に関わる基本的な方針を示すものとなります。

基本計画と同様に、行政全般に関わる性質を有することから、第2次計画の策定に当たり、基本計画と同列に位置付けられるものとして、第2次計画の1部として策定することとしました。

#### 【計画期間と目標年次】

- ◆ 計画期間：令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）（5年間）
- ◆ 目標年次：令和8年度（2026年度）
- ※ 令和9年度（2027年度）以降の国土強靱化地域計画の位置付け等については、同計画の計画改定に伴い、別途検討します。

### (4) 実施計画

基本計画の施策を推進するため、施策ごとの事業内容を示すものです。

#### 【計画期間】

計画期間：3年間

※ 施策及び事業の進捗、予算の状況に合わせて毎年度見直しを行います。

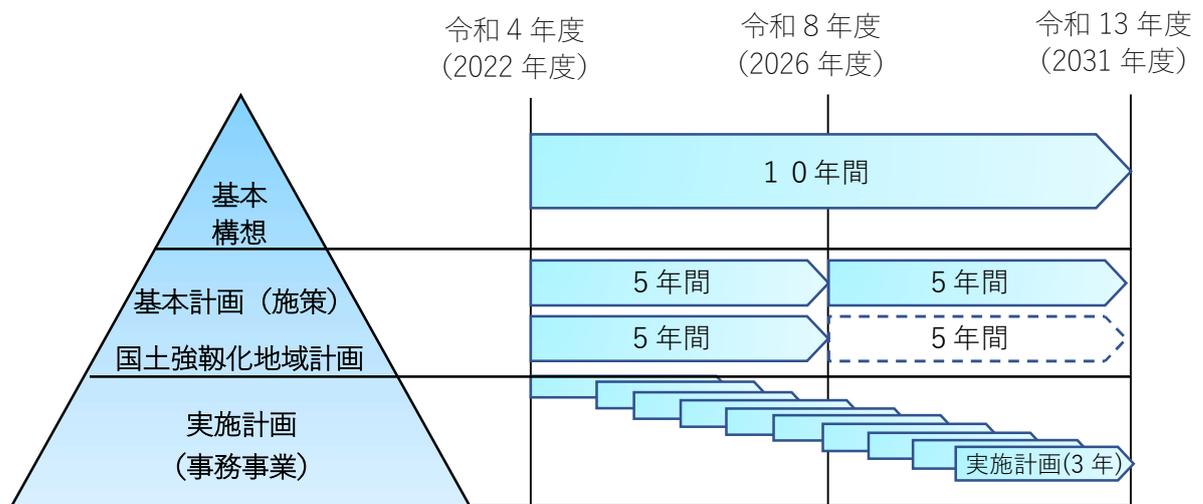


図1 第2次計画の構成と計画期間のイメージ

## 第2節 第2次計画の位置付けと役割

第2次計画は、その計画期間において、市政運営における最上位の行政計画であり、個別の行政計画や各種施策の根幹となるものです。基本計画で設定する6つの分野には、必要に応じて、「あきる野市都市計画マスタープラン」「あきる野市環境基本計画」「あきる野市教育基本計画」などの個別の行政計画が策定され、より具体的な施策の推進方策等が示されることとなります。また、第2次計画は、第1次計画を基本に、創業・就労支援や子育て支援などの施策に焦点を当てた「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度））や「あきる野市人口ビジョン」を内包するものとともに、前期基本計画の計画期間（令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度））においては、国土強靱化地域計画を備えたものとなります。

さらに、第2次計画に掲げる将来都市像（後述）、まちづくりの方向性（後述）等は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択され、国が推進している「持続可能な開発目標（略称：SDGs）」（後述）と重なる部分が多くみられます。このため、SDGsに掲げられた17の目標と第2次計画に示す施策との関連性を整理し、その関連性を意識しながら第2次計画を推進することで、併せてSDGsの推進に取り組むこととします。

## 第3章 第1次計画における取組の概要

### 第1節 対象とする取組

第1次計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成しています。第1次計画の基本計画は、計画期間の前半10年間（平成13年度（2001年度）～平成22年度（2010年度））を対象とした前期基本計画と後半11年（平成23年度（2011年度）～令和3年度（2021年度））を対象とした後期基本計画から成り、直近の第1次計画の後期基本計画では、都市整備分野などの6つの分野とは別に、まちづくりのテーマとして、「安全・安心なまち」「みんなが快適でいきいきと暮らせるまち」「あきる野らしさを活かした活気あるまち」の3点を掲げました。

第1次計画の取組の概要を示すに当たっては、この3つのまちづくりのテーマに沿った取組等を対象とします。

### 第2節 テーマごとの取組の概要

#### （1） テーマ1 安全・安心なまち

「安全・安心なまち」では、後期基本計画に位置付けられた「防災対策」「社会資本の整備」に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「感染症対策」といった観点から、各種の施策に取り組みました。

##### ① 防災対策

防災対策については、地域の防災力の強化を図るため、防災・安心地域委員会\*等と連携し、災害時要援護者の情報把握及び支援体制づくりの推進、地域防災リーダー\*の育成等を進めました。また、平常時からの備えとして自助・共助など市民の防災意識の醸成に取り組みました。

##### ② 社会資本の整備（道路・橋りょう、公共施設）

社会資本の整備については、災害に強い都市基盤の整備を図るため、道路や橋りょうの計画的な維持管理・更新に取り組みました。また、公共施設等の適正な維持管理に関する基本方針を示すため、平成28年（2016年）に「あきる野市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、各施設の劣化状況の調査結果等を踏まえ、令和3年（2021年）には、「あきる野市公共施設等個別施設計画」を策定しました。

##### ③ 感染症対策

感染症対策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国や東

京都の動向を踏まえ、感染症対策や検査態勢の充実、ワクチン接種等を進めました。また、同感染症により生活や事業に影響を受けた方々、同感染症の感染拡大防止のために尽力されている医療従事者等を支援するとともに、社会的距離を確保しながら、仕事や学び、暮らしを維持するためのICT\*施策の推進などに取り組みました。

## (2) テーマ2 みんなが快適でいきいき暮らせるまち

「みんなが快適でいきいき暮らせるまち」では、「子育て支援の充実」「高齢者支援の充実」「地域内交通対策」「学校教育の充実」「生涯学習の充実」といった視点から、各種の施策に取り組みました。

### ① 子育て支援の充実

子育て支援の充実については、保育施設における受入れ可能児童数の拡大、保育従事職員の確保、保育士の負担軽減等に取り組むことで、待機児童数の減少を実現するとともに、保育料の減額により、保護者の負担軽減を図りました。また、学童クラブの育成時間の延長や対象年齢の拡大等に取り組んだほか、「あきる野 子ども子育てステーション こころの」「秋川流域病児・病後児保育室ぬくもり」を整備し、子育て世代に魅力のある子育て環境を整えました。

### ② 高齢者支援の充実

高齢者支援の充実については、介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業の展開を通じて、介護予防・健康づくりを推進してきました。また、町内会・自治会や防災・安心地域委員会、事業者との連携により、見守り事業を展開するなど、高齢者を支え合う地域づくりを推進しました。さらに、平成31年(2019年)4月には、本市の東部地域を対象とする地域包括支援センターを開設し、高齢者を支える体制の強化を図りました。

### ③ 地域内交通対策

地域内交通対策については、るのバス\*や盆掘交通\*を運行するとともに、バス路線維持のため、バス事業者に補助金を交付しました。また、公共交通の充実に向け、市民、事業者などとの連携のもと、公共交通空白地域の解消に向けた実証実験等に取り組みました。

#### ④ 学校教育の充実

学校教育の充実については、平成 25 年（2013 年）に「あきる野市小中一貫教育推進基本計画」を策定し、小中学校の連携による小中一貫教育を計画的に推進するとともに、児童・生徒の基礎学力の向上などを目指す学力ジャンプアップ事業に取り組みました。

#### ⑤ 生涯学習の充実

生涯学習の充実については、体育協会や総合型地域スポーツクラブ\*と連携して、幅広い世代を対象としたスポーツ教室を実施するとともに、市民の体力向上や健康の増進に向けてスポーツの大会や教室を開催するなど、スポーツ活動の充実に取り組みました。

### (3) テーマ3 あきる野らしさを活かした活気あるまち

「あきる野市らしさを活かした活気あるまち」では、「地域資源のブランド化」「環境施策の充実」「農業振興」「伝統・文化の保全・継承」「情報発信」といった視点から、各種の施策に取り組みました。

#### ① 地域のブランド化

地域資源のブランド化については、秋川渓谷のブランド化に向けた観光プロモーションや産学公（官）連携による地域活性化事業の展開、秋川流域 E ツーリズム\*の推進、特産のトウモロコシやのらぼう菜等のプロモーション（各種イベントでの無料配布・販売等）等に取り組みました。

#### ② 環境施策の充実

環境施策の充実については、市域の 6 割に及ぶ森林を本市の財産と位置付け、地域の特性を踏まえながら、地域との連携の下、森の健全な環境の保全と地域活性化に向けた森づくりを進めてきました。また、本市の豊かな生物多様性の保全に向け、生物多様性保全条例を制定するとともに、動植物の調査、あきる野市版レッドリストの作成、外来種対策、環境教育等を推進しました。

#### ③ 農業振興

農業振興については、地産地消型農業の推進を軸とし、認定農業者及び新規就農者への利用集積による遊休農地の有効利用の推進、就農後間もない農業者への各種補助の実施、農作物の販売施設の拡充等に取り組みました。

#### ④ 伝統・文化の保存・継承

伝統・文化の保存・継承については、地域の人材を活用した学校教育における伝統・文化理解教育の推進や伝統芸能の活動支援等を通じた伝統芸能保存活動の支援に取り組みました。また、全国地芝居サミットの開催を通して、農村歌舞伎等の芸能の公開と保存活動を支援してきました。

#### ⑤ 情報発信

情報発信については、観光プロモーションの展開、フィルムコミッション\*事業の推進や軍道紙等の地域資源の紹介といったシティプロモーションの推進により、観光と地域文化関連情報の総合的かつ多角的なPRに取り組んできました。また、市ホームページをはじめ、映像や各種のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）\*を活用し、市政情報の発信に取り組みました。

## 第4章 まちづくりの背景

### 第1節 あきる野市の概要

#### (1) 地勢・自然環境

本市は、都心から40km～50km圏に位置し、秋川と平井川の二つの川を軸として、比較的緩やかな秋川丘陵・草花丘陵に囲まれる平坦部と、奥多摩の山々に連なる山間部から形成されています。

東は福生市及び羽村市、西は檜原村及び奥多摩町、南は八王子市、北は日の出町及び青梅市に接しています。平坦部は秋留台地と呼ばれ、南の秋川、北の平井川に沿って、市街地と農地が広がり、本市特有の田園風景がみられます。

市域の総面積は73.47km<sup>2</sup>に及び、市域の約3分の2を山林・原野が占めています。また、山林、河川、里山、農地などの多様な自然環境の下で、希少種を含む様々な生きものが暮らし、豊かな生物多様性が維持されています。また、森林の構成に目を向けると、高度経済成長期における林業振興を背景に、人工林が多くなっています。

#### (2) 歴史・沿革

本市では、縄文時代から古墳時代にかけての考古学研究史に残る多くの遺跡が発掘されています。その中でも、前田耕地遺跡では、日本最古の縄文時代草創期の住居跡がはじめて発見され、出土遺物は国の重要文化財に指定されています。

平安時代には、「日本三代実録」と「延喜式」に記載されている、阿伎留神社が作られました。また、大悲願寺もこの時代の末期に作られたと考えられています。さらにこの時代、武蔵国は、代表的な馬の産地で、四つの勅使牧が「延喜式」に記されています。その一つ小川牧が秋川・平井川流域に設けられ、御馬を繁殖育成し、献上していました。

鎌倉時代には、この地域は秋留郷と呼ばれ、武蔵七党のうち西党に属する小川氏、二宮氏、小宮氏、平山氏などが鎌倉幕府の御家人として活躍していました。また、室町時代になると、武蔵総社六所宮随一の大社である二宮神社は、小川大明神と呼ばれていました。

中世の「市」は、開設時期が定かではありませんが、伊奈の「市」は古く、後から始まった「五日市」の市も、遅くとも戦国時代の末期までには開かれており、山と里の産物の交易から次第に発展していきました。

江戸時代になると木材は、秋川・多摩川を筏で流し江戸に送っていました。江戸時代末期には炭の取引高が20万俵、筏は3,000枚を数えました。このほか、水田可耕地の少ない関東山地際はこの地域は、養蚕が盛んで、生糸として出荷する

ほか、付加価値をつけるため、絹糸を泥染めした織物、黒八丈が作られました。黒八丈は、柔らかく深い艶のあることから帯や着物の衿などに珍重され、別名「五日市」と呼ばれました。江戸時代の集落は、秋川・平井川の段丘面や草花丘陵の縁辺部などに点在し、現在もその多くが市域の字名として残る 32 か村となって明治時代に至っています。

明治時代初期には、自由民権運動が盛んになり、学習活動や講演会が開かれ、民主的な内容をもつ私擬憲法草案「五日市憲法草案\*」もこの地で起草されました。

昭和時代には、昭和 30 年（1955 年）の町村合併促進法に基づき、東秋留村、西秋留村、多西村が合併し秋多町に、増戸村、五日市町、戸倉村、小宮村が合併し新しい五日市町になりました。昭和 47 年、秋多町は市制施行して秋川市となり、平成 7 年には秋川市と五日市町が合併し、あきる野市が誕生しました。

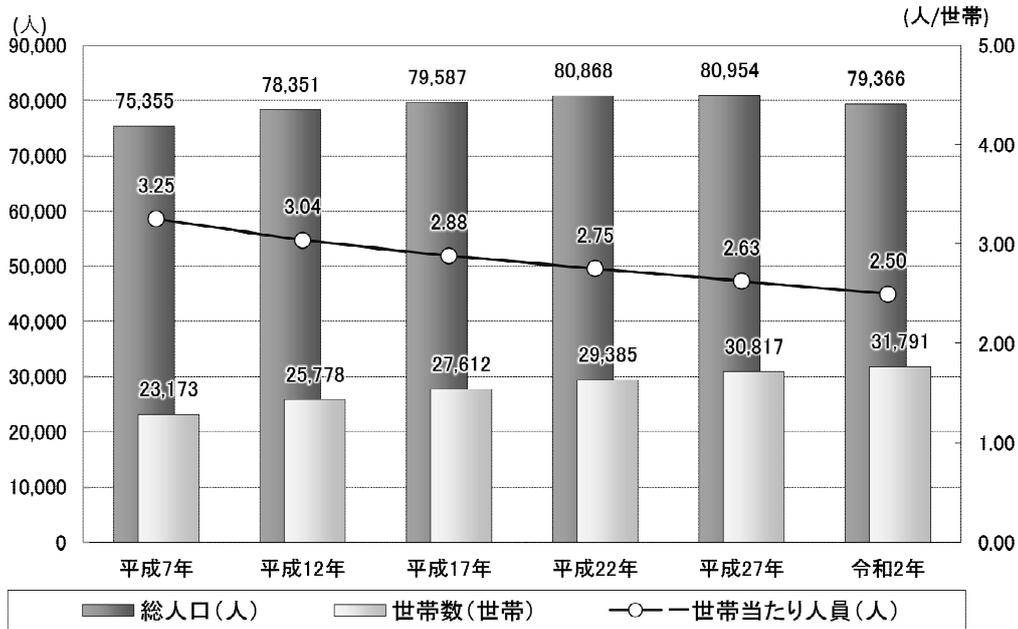
平成 17 年（2005 年）に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）あきる野インターチェンジが完成し、平成 19 年（2007 年）に関越自動車道と中央自動車道が、平成 26 年（2014 年）に東名高速道路が、平成 27 年（2015 年）に東北自動車道が結ばれたことで、市内の道路整備の効果と合わせ、交通の利便性も大きく高まりました。

### （3） 人口・世帯数の推移

#### ① 総人口・世帯数

直近の国勢調査が行われた令和 2 年（2020 年）において、本市の総人口は 79,366 人、世帯数は 31,791 世帯、一世帯当たり人員は 2.50 人でした。総人口は、平成 7 年以降一貫して増加傾向でしたが、平成 27 年をピークに減少に転じました。

グラフ1 総人口・世帯の推移

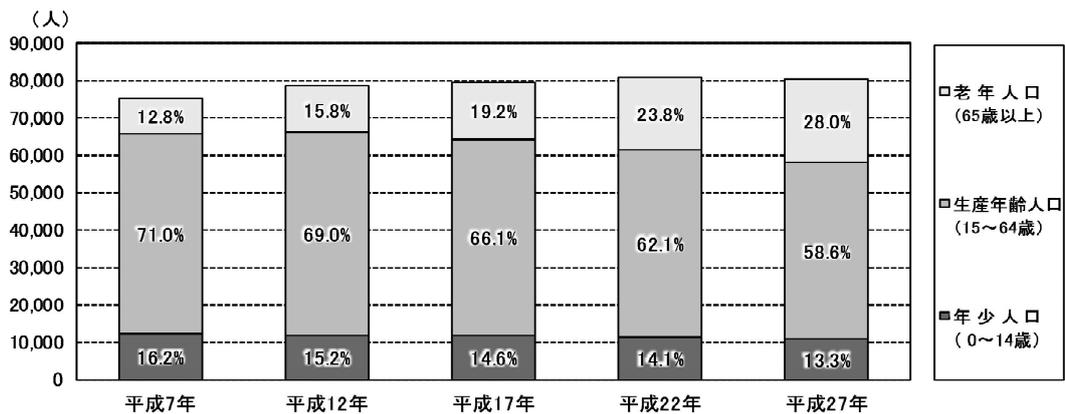


資料：総務省「国勢調査」（令和2年は速報値）

② 年齢別人口の推移

老年人口（65歳以上）の占める割合は、平成7年（1995年）以降一貫して増加傾向にあります。年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の占める割合は、減少傾向にあります。

グラフ2 年齢別人口の推移（年齢不詳を除いて割合を算出）



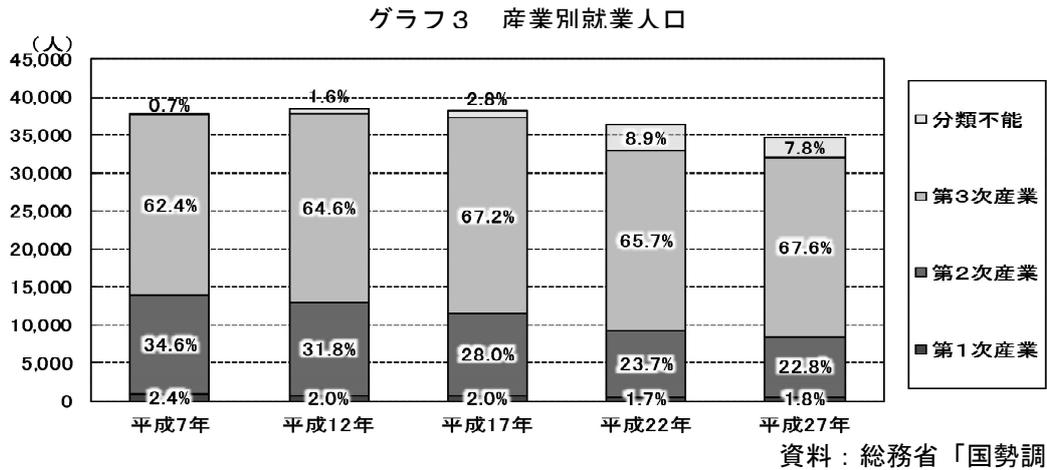
資料：総務省「国勢調査」

(4) 産業構造

① 産業別就業人口（15歳以上就業者数）の推移

産業別就業人口の割合を見ると、第1次産業及び第2次産業が占める割合は、減少傾向にあります。平成27年（2015年）における産業別就業人口のうち、第1次産業の割合については、本市は類似団体等と比べ、高い傾向にあります。

この背景には、農振農用地\*の指定など、市が農業の維持・振興に力を注いできた点があると考えられます。



② 産業別事業所数・従業者数（平成28年）

平成28年（2016年）における事業所数の割合を見ると、卸売業及び小売業の占める割合が24.2%、従業者数の割合では、医療及び福祉の占める割合が20.3%と最も高くなっています。

表1 事業所・従業者の実数・割合（平成28年（2016年））

	平成28年			
	事業所数 (事業所)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
全産業(公務を除く)	2,349	-	21,510	-
農業、林業	7	0.3	51	0.2
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	378	16.1	1,888	8.8
製造業	226	9.6	3,219	15.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	28	0.1
情報通信業	18	0.8	177	0.8
運輸業、郵便業	32	1.4	737	3.4
卸売業、小売業	569	24.2	4,193	19.5
金融業、保険業	27	1.1	304	1.4
不動産業、物品賃貸業	96	4.1	380	1.8
学術研究、専門・技術サービス業	88	3.7	492	2.3
宿泊業、飲食サービス業	257	10.9	1,957	9.1
生活関連サービス業、娯楽業	216	9.2	1,547	7.2
教育、学習支援業	70	3.0	530	2.5
医療、福祉	210	8.9	4,365	20.3
複合サービス事業	18	0.8	741	3.4
サービス業(他に分類されないもの)	135	5.7	901	4.2

資料：総務省「経済センサス」（平成28年）

## (5) 財政状況

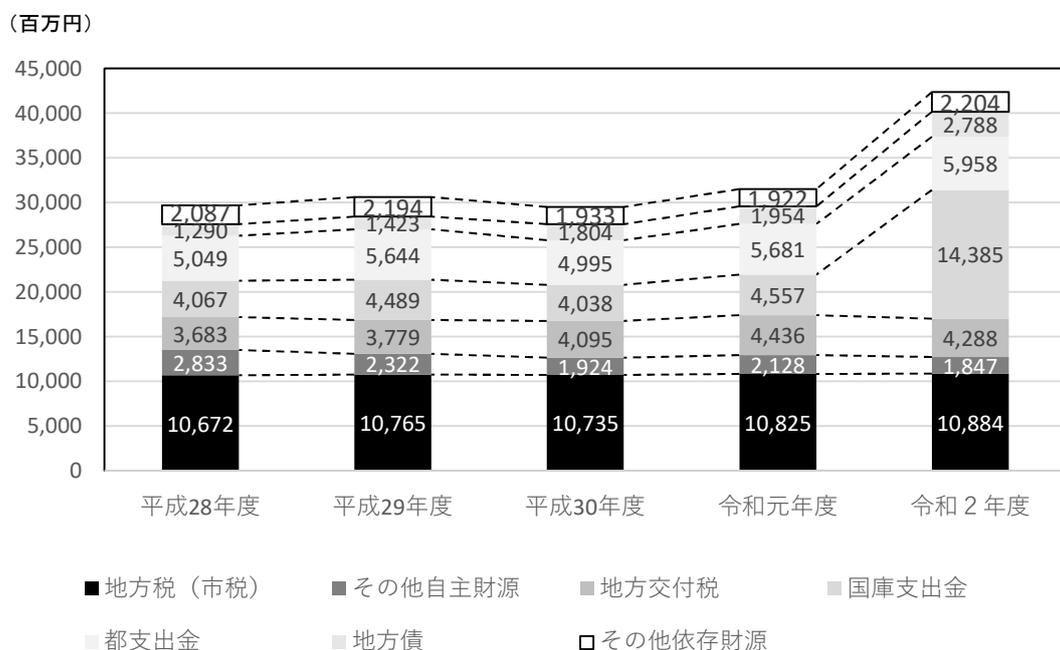
### ① 歳入（決算額ベース）

歳入の合計額をみると、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）にかけて、各年度で増減があり、その要因として、依存財源である地方債\*、国庫支出金\*の動向が挙げられます。また、自主財源割合は、平成27年度（2015年度）の38.8%から改善傾向にあり、行財政改革等の一定の成果が出ています。

表2 自主財源割合の推移（単位：百万円）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自主財源	地方税（市税）	10,672	10,765	10,735	10,825	10,884
	その他自主財源	2,833	2,322	1,924	2,128	1,847
依存財源	地方交付税	3,683	3,779	4,095	4,436	4,288
	国庫支出金	4,067	4,489	4,038	4,557	14,385
	都支出金	5,049	5,644	4,995	5,681	5,958
	地方債	1,290	1,423	1,804	1,954	2,788
	その他依存財源	2,087	2,194	1,933	1,922	2,204
合計		29,681	30,618	29,525	31,504	42,353
自主財源割合		45.5%	42.7%	42.9%	41.1%	30.1%

グラフ4 自主財源割合の推移（単位：百万円）



※ 「その他自主財源」：分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入  
 ※ 「その他依存財源」：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金

資料：あきる野市「市町村決算カード」

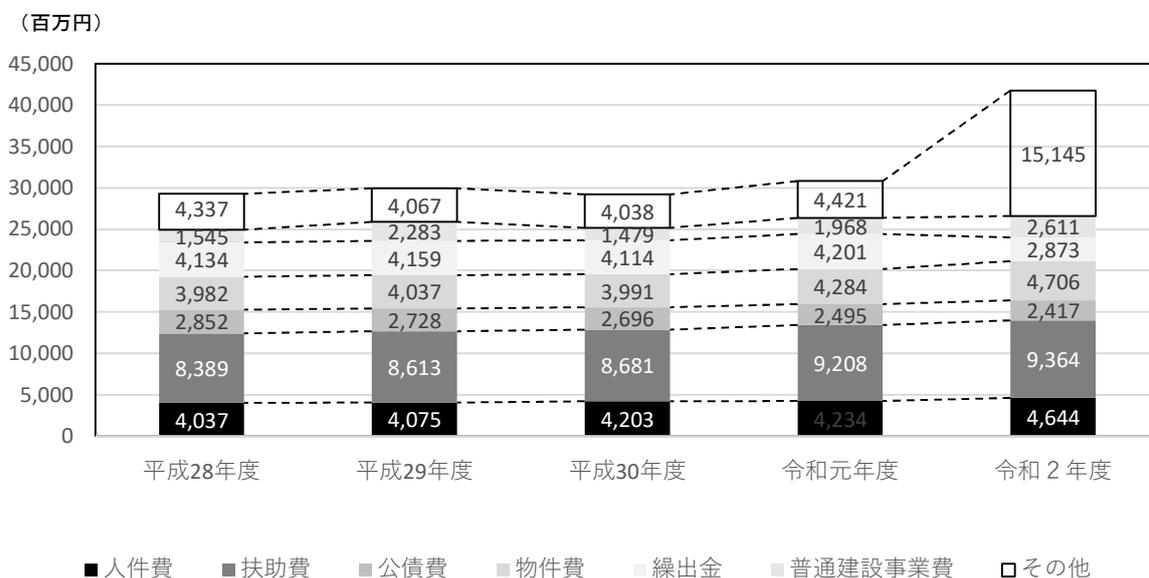
## ② 歳出（決算額ベース）

歳出をみると、歳入と同様に平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）にかけて、各年度で増減があるものの、概ね横ばいとなっていました。令和2年度（2020年度）は「その他」のうち、補助費等積立金が急増しました。義務的経費\*（人件費、扶助費及び公債費）の占める割合は、扶助費\*の増加等に伴い、増加傾向にあります。

表3 歳出（性質別）の推移（単位：百万円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	4,037	4,075	4,203	4,234	4,644
扶助費	8,389	8,613	8,681	9,208	9,364
公債費	2,852	2,728	2,696	2,495	2,417
物件費	3,982	4,037	3,991	4,284	4,706
繰出金	4,134	4,159	4,114	4,201	2,873
普通建設事業費	1,545	2,283	1,479	1,968	2,611
その他	4,337	4,067	4,038	4,421	15,145
合計	29,276	29,962	29,202	30,812	41,760
義務的経費割合	52.2%	51.5%	53.4%	51.7%	39.3%

グラフ5 歳出（性質別）の推移



※ 「その他」：維持補修費、補助費等積立金、投資・出資金・貸付金、前年度繰上充用金、災害復旧事業費及び失業対策事業費

資料：あきる野市「市町村決算カード」

③ 主要財政指標（財政力指数、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率）

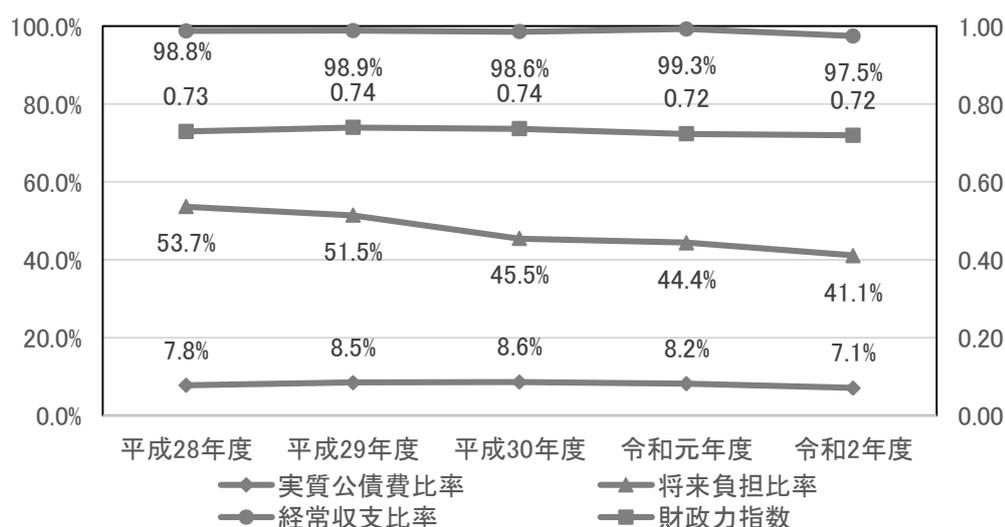
財政構造の弾力性を判断する経常収支比率\*は、ほぼ横ばいで推移しています。また、財政基盤の強弱を判断する財政力指数\*も、ほぼ横ばいで推移しています。将来的に財政が圧迫される可能性がどの程度高いかを示す将来負担比率\*を見ると減少しており、改善傾向にあります。地方自治体の財政負担の適正度を示す実質公債費比率\*は、事業等に応じて、年度ごとに数値が変化していますが、平成30年度以降は減少傾向となっています。

これらの指標から、市の財政は、一定の健全性が保たれているとともに、ゆっくりとではありますが、改善傾向であることが分かります。

表4 主要財政指標の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収支比率(%)	98.8	98.9	98.6	99.3	97.5
財政力指数	0.73	0.74	0.74	0.72	0.72
将来負担比率(%)	53.7	51.5	45.5	44.4	41.1
実質公債費比率(%)	7.8	8.5	8.6	8.2	7.1

グラフ6 主要財政指標の推移



資料：東京都総務局行政部「東京都区市町村の財政情報について」

## 第2節 時代の潮流と本市への影響など

### (1) 人口動態の変化

#### ① 人口減少、世帯構成の変化

我が国の人口は、近年、減少局面を迎えており、厚生労働省の推計によると、令和47年（2065年）には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になるとされています。また、生産年齢人口は、現在の6割程度から5割程度まで落ち込むことが予想されており、消費の減少や労働市場における人手不足の深刻化が懸念されています。

こうした状況から、各地方公共団体では、持続可能なまちづくりに取り組むとともに、移住・定住施策等による定住人口の増加、さらには、交流人口や関係人口の創出・拡大に向けた取組が活発化しています。

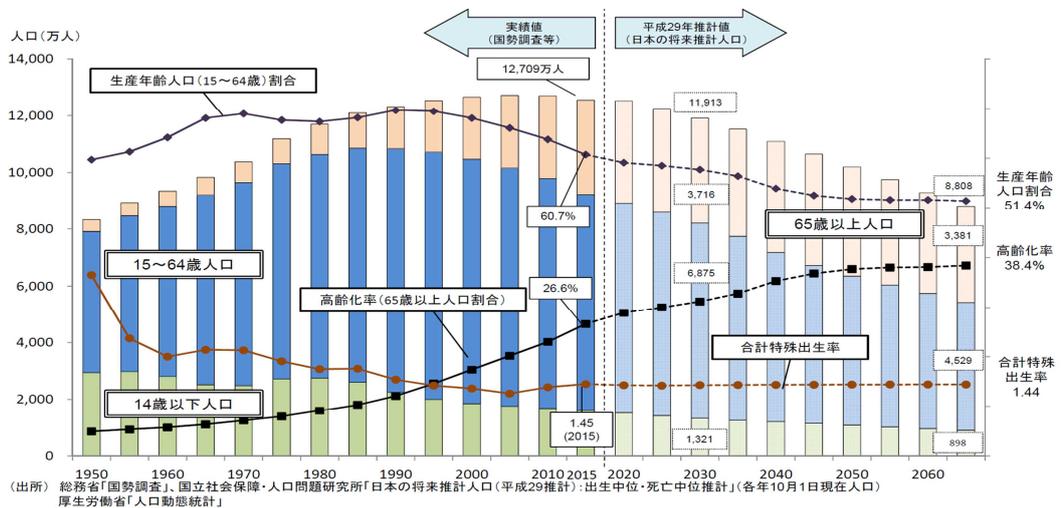


図2 日本の人口の推移

出典：厚生労働省「働き方改革の背景に関する参考資料」

#### ■本市への影響など■

本市においても、人口減少局面に突入しつつあり、生産年齢人口の減少が更に進むことにより、地域や産業の担い手の減少等による地域活力の低下が懸念されます。また、今後、核家族化の更なる進行や高齢単身者世帯の更なる増加により、育児、介護等の面で孤立化が進むことも懸念されます。

こうした状況を踏まえ、社会全体で育児、介護等を支える仕組みづくりの充実のほか、技術革新やライフスタイルの変容を捉えた支援策の検討、推進が必要です。

また、これらの取組を通じて、本市の魅力を高め、定住人口の増加に取り組むとともに、交流人口や、関係人口の概念に着目していくことが必要です。

## ② 平均寿命・健康寿命

我が国の平均寿命及び健康寿命（65歳以上の人が要支援1以上の認定を受けるまでの期間）は延伸しており、平成27年（2015年）の厚生労働省の調査において、全国平均の平均寿命は、男性が80.77歳、女性が87.01歳でした。また、平均寿命の延伸に伴い、65歳を超えても働きたいと回答した人は約7割となっています。

### 【60歳以降の収入を伴う就労の意向と就労希望年齢】

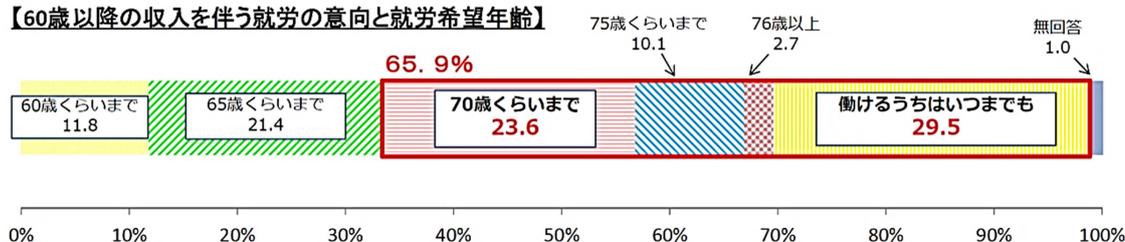


図3 60歳以降の就業希望年齢

出典：内閣府「平成25年度高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」

### ■本市への影響など■

本市においても、市民アンケート結果から、「保健・医療の充実したまち」に対する関心の高さがうかがえます。また、本市の健康寿命は、類似団体等と比べると比較的長いことが分かります。

これらのことから、超高齢社会を迎えた本市においては、高齢者が心身ともに健康で元気な状態を維持し、高齢者の幅広い社会参加の機会確保、介護と就労の両立等を実現する施策の推進が必要です。

## (2) 社会経済情勢への対応

### ① 技術革新に伴う経済構造の変化

近年、様々な機器がネットワークに接続され、生成されたデジタルデータを高度に活用するIOT化が進展しています。また、データ分析により精度や効率性の向上が困難であった音声認識や画像認識の領域においても、AIを活用することによって、実用可能なレベルの精度を出すことが可能になりつつあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（後述）により浮き彫りとなった課題に対して、ICT技術等を更に活用し、強靱な社会を築こうとする動き（DX）が加速しており、暮らし、仕事、教育、医療、介護・福祉、交通、観光、農業、運輸・物流、防災、インフラ等へのICT技術の利活用が進められています。

こうした技術革新は新たな経済活動の形態を生み出しています。個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォーム\*

を介して他の個人等も利用可能とするシェアリングエコノミーは、個人や社会に対して新たな価値を提供し、我が国の経済の活性化・国民生活の利便性向上に資することが期待されるとともに、シェアリングエコノミーの活用は、遊休資産の有効利用・社会課題解決につながることから、国内市場規模も拡大傾向にあります。総務省の平成30年度情報通信白書では、シェアリングエコノミーの国内市場規模は、平成27年度（2015年度）に約398億円であったものが、令和3年度（2021年度）までに約1,071億円まで拡大すると予測しています。

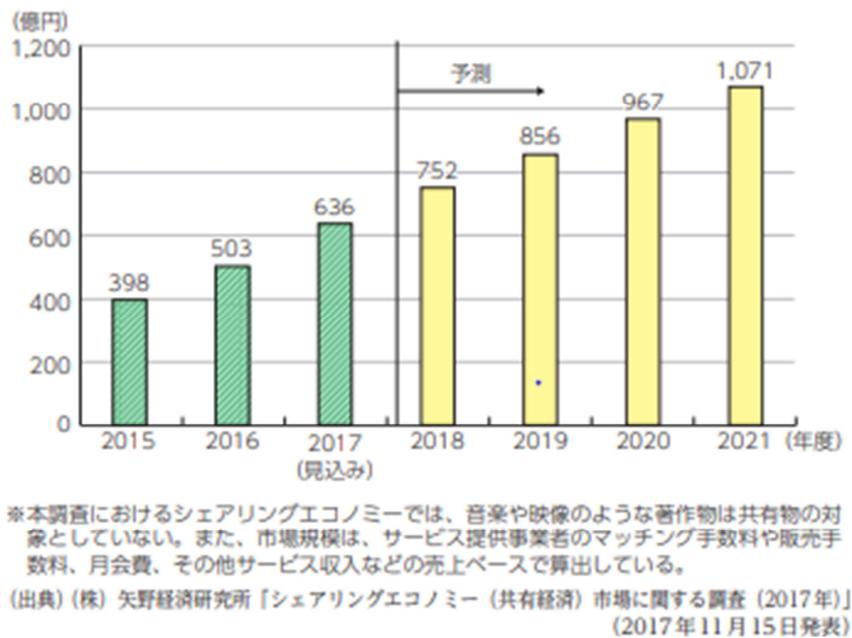


図4 シェアリングエコノミーの国内市場規模推移と予測

出典：総務省「平成30年度情報通信白書」

■本市への影響など■

市では、災害に強いまちづくりの取組の一環として、官民共同で災害発生時の情報収集や支援物資輸送、人命救助等の際のドローン\*活用の研究・開発を進めています。また、AIの利活用の一環として、会議録作成支援システムの運用を開始しており、会議録の作成に係る業務の効率化等に取り組んでいるほか、Web会議の活用、テレワークの推進、GIGAスクール構想\*の実現等を進めてきました。

今後、市が進める施策の各分野において、ドローンだけではなく、ICT、IoT、AI、RPA\*といった技術を活用するとともに、日常生活や経済活動において何らかの課題を抱える市民と解決できる技術やノウハウを持つ市民とをつなぐなど、シェアリングエコノミーの仕組みを上手く組み込むことにより、これまでとは異なる手法で、地域課題の解決や地域活性化に取り組むとともに、

これらの技術を活用し、市政運営の維持や業務の効率化、正確性の向上に取り組むことが必要です。

## ② 価値観・ライフスタイルの多様化

インターネットやスマートフォンの普及等により、人々の暮らし方は大きく変化しました。また、技術革新や新型コロナウイルス感染症の感染拡大（後述）により、テレワークなどの多様なワークスタイルが急速に普及し、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。

前掲の「人口動態の変化」に示すとおり、労働市場の人手不足が懸念されることから、労働参加の拡大につながる様々なワークスタイルの普及は、政府が進める「一億総活躍社会」の実現に寄与するものであると考えられています。

また、こうした多様なワークスタイルの普及も手伝い、誰もがいきいきと働けるよう、全国的に「働き方改革」が進められています。「働き方改革」は、多様な人材が個々の置かれた事情に応じて柔軟に働き方を選択し、その意欲や能力を発揮できるような社会の構築を目指すもので、長時間労働を前提とした働き方を改める、時間や場所を選択できる多様で柔軟な働き方を可能にする、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を図るなどの措置を講じて「ワーク・ライフ・バランス\*」の実現などに取り組むものとなります。

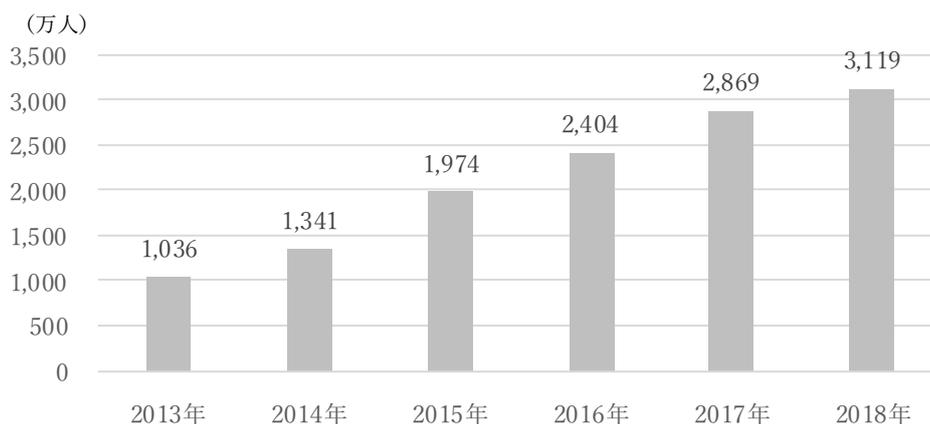
### ■本市への影響など■

本市においては、創業・就労支援事業と子育て支援事業の複合的な展開による成果等を踏まえ、今後も国の動向を注視しつつ、働き方改革の全市的な展開に向け、事業の在り方や民間等との連携方策の検討を進めることが必要です。また、個々のライフスタイルの多様性の尊重、男女の役割分担の見直し等を引き続き推進することも重要です。

### (3) グローバル化への対応

成長戦略の柱、地方創生の切り札として、平成 24 年（2012 年）以降、観光立国の実現に向けて受入環境整備やコンテンツづくり等に努めた結果、我が国への外国人旅行者数は増加傾向にあり、平成 25 年（2013 年）以降、急激な伸びをみせ、平成 29 年（2018 年）には 3,100 万人を超えました。

グラフ 7 訪日外国人旅行者数の推移



出典：日本政府観光局（JNTO）より作成

しかし、令和 2 年（2020 年）1 月以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大以降、水際対策を徹底したこと、また、国内においても旅行控えの動きが生じたことなどにより、国内外の観光需要は大幅に減少しています。一方で、我が国の観光資源の魅力が失われたわけではなく、国は同年 12 月、「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」を打ち出し、感染拡大防止策の徹底、日本人国内旅行の需要喚起、インバウンド\*回復に向けた滞在コンテンツの充実や受入環境整備を打ち出しました。

近年の外国人旅行者の関心は、日本の商品を購入する「モノ消費」から、日本固有の暮らしや文化を体験する「コト消費」に移っており、現地ツアーやゴルフ場・テーマパークの利用、舞台の観覧やスポーツ観戦、美術館・博物館・動物園・水族館の利用などの娯楽サービスへの支出割合が増えています。

また、コロナ禍を経て、日本人国内旅行の動向にも変化が表れており、都内等、近隣地域内での観光（いわゆるマイクロツーリズム）の割合が増加しています。

#### ■本市への影響など■

本市は、都心からの日帰り圏内に位置しており、山や川などの豊富な自然資源を活用した各種のレジャーやアクティビティ\*が充実しているとともに、神社

仏閣や歌舞伎、お囃子等、地域の伝統文化や歴史的資源も多数存在しています。

こうした観光資源を生かし、日本人国内旅行やインバウンド観光等のトレンドを踏まえ、本市に多くの旅行者が訪れ、観光振興に結び付けられるよう、感染拡大防止策の徹底を前提に、地域資源の発掘を磨き上げるだけでなく、資源同士を結び付けて、地域固有の暮らし、文化、アクティビティが包括的に体験できる観光プログラムの検討や提案を強化すること等が必要です。

#### (4) 持続可能な社会づくりの推進

平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて、国連加盟 193 か国により、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標、略称：SDGs)」が採択されました。SDGs は、国際社会共通の目標であり、平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) までを期間とし、17 の大きな目標 (ゴール) と、それらを達成するための 169 の具体的な目標 (ターゲット) で構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念としています。

我が国では平成 28 年 (2016 年)、政府内に SDGs 推進本部が設置され、同年 12 月には、SDGs の実施指針が決定されており、地方公共団体においては、SDGs 達成に向けた取組の推進が求められています。



図5 SDGsの17の目標

出典：国際連合広報センター

#### ■本市への影響など■

本市は、これまで述べてきたとおり、本格的な人口減少・少子高齢化を迎えつつあり、こうした状況に対応できる持続可能なまちづくりの必要性が高まっています。持続可能なまちづくりの実現は、SDGsが掲げるビジョン「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現さ

れた未来への先駆者を目指す」に重なる部分が多くあり、我が国における SDGs 達成に向け、本市においても SDGs の推進が求められる中、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進め、SDGs の推進に取り組むことが必要です。

## (5) 環境問題への対応

気候変動、プラスチックごみによる海洋汚染、生物多様性の低下など、地球規模の環境問題が深刻化する中、SDGs や平成 27 年（2015 年）に採択されたパリ協定\*の採択等を受け、国際的に環境に対する意識が高まっています。企業活動や農業分野において、環境に配慮した生産活動が展開され、ESG 投資（環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）といった要素を考慮する投資）の拡大・普及も進んでいます。一方で、日常生活の中でごみや廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の回収や再生に取り組むなど、環境問題は一人一人が自らのライフスタイルに起因するという意識を高めていくことが求められています。

我が国においても、地球温暖化対策、生物多様性の保全が進められるようになり、特に、豪雨・台風の防災・減災対応、生物の生息場所の確保等の役割が期待される「緑」については、あり方が大きく変わってきています。かつて、都市の緑は「宅地化すべきもの」でしたが、現在は、「あるべきもの」とされ、緑を計画的に保全していく方針が打ち出されました。

### ■本市への影響など■

市では、本市の豊かな自然環境を本市の特長の一つと捉え、森林をはじめとする緑の保全、生物多様性の保全などに取り組むとともに、地球温暖化対策やごみの戸別収集・有料化などの廃棄物対策を進め、本市の環境の保全に取り組んできました。

一方、上述のように、環境問題は、多様化・深刻化が進んでおり、国の動向を踏まえつつ、時代に適した取組を展開することが重要です。

スペース\*の多面的な機能をより発揮するため、平成 29 年（2017 年）に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法等を改正されました。こうした一連の動向を踏まえて、市全体の緑における保全及び活用について、将来を見据えた対応が必要です。

## (6) 大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応

全国的に、人命を奪うような集中豪雨、台風、土砂災害、大地震などの災害

発生リスクが高まる中で、自然災害に対し事前に備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の重要性が強く認識されています。

また、令和元年（2019年）12月以降、短期間で全世界に広がった新型コロナウイルス感染症の感染者は、令和3年（2021年）9月26日現在で、2億3,100万人を超え、亡くなった人も470万人を超えています。我が国においても同感染症の感染拡大が社会経済に深刻な影響を与え、緊急事態宣言の発出や感染防止策の徹底、ワクチン接種、大規模な経済対策などが展開されています。

さらに、自然災害と同感染症の複合災害時の避難についても注目され、避難と感染防止策との両立が求められています。

#### ■本市への影響など■

本市においても、平成23年（2011年）に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東日本大震災を、平成26年には大雪を、令和元年には台風19号を経験し、それぞれの被害等に応じた災害対応に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大について、令和3年（2019年）10月3日現在における市内の累積患者数は1,125人となり、市では、感染拡大防止に向け、公共施設の利用制限などの措置を実施したほか、市民への呼びかけ、ワクチン接種等に取り組んでいます。また、同感染症により生活や事業に影響を受けた方々への支援を行っています。

本市では、防災・安心地域委員会等と連携し、防災対策の推進などを通じて、防災力の強化に取り組み、防災に対する市民の意識も高まってきました。その一方で、立川断層帯地震等の発生や大型台風の襲来など、今後、より大きな災害に見舞われる可能性があることから、更なる防災力の強化に向け、市民も含めた平常時からの体制づくりを着実に進めるとともに、自然災害等に対する強さとしなやかさ、早期の復旧・復興を実現できる国土強靱化の取組を進めることが必要です。

また、同感染症の終息の兆しが見えないことから、感染防止策を講じながらの避難所の開設・運営の方策の確立、感染防止対策や市民の生活や事業者の事業活動への支援などの継続が求められています。

### （7） 戦略的なインフラマネジメントの推進

1950～1970年代の高度成長期以降に集中的に整備された社会資本\*は老朽化が進み、一斉に大規模な改修や更新の時期を迎えつつあります。公共施設、道路などの社会資本の老朽化は、利用者の安全への脅威となるほか、社会経済活

動の停滞をもたらすおそれがあることから、適切に維持管理・更新を図っていくことが必要です。

また、新たな社会資本の整備や既存の社会資本の高度化に必要な投資余力を確保するために、メンテナンスコストの縮減・平準化、既存ストック\*の有効活用などの戦略的なインフラマネジメントが求められています。

我が国では、こうした状況を踏まえ、「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、各地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請しました。

### ■本市への影響など■

本市の公共施設等も、全国的な傾向と同様に、今後本格的な大規模修繕や更新の時期を迎えます。このことを踏まえ、市では、公共施設等の適正な維持管理に関する基本方針を示すため、「あきる野市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

この中では、公共施設等の更新のピークを令和17年（2035年）から令和28年（2046年）までの時期と捉えており、更新などには一定の財源が必要であると予測しています。

また、令和3年度には、公共施設におけるメンテナンスサイクルの構築、公共施設の適正配置の実現を目的に、「あきる野市公共施設等個別施設計画」を策定しました。今後は、公共施設の管理等を着実かつ計画的に推進していくことが必要です。

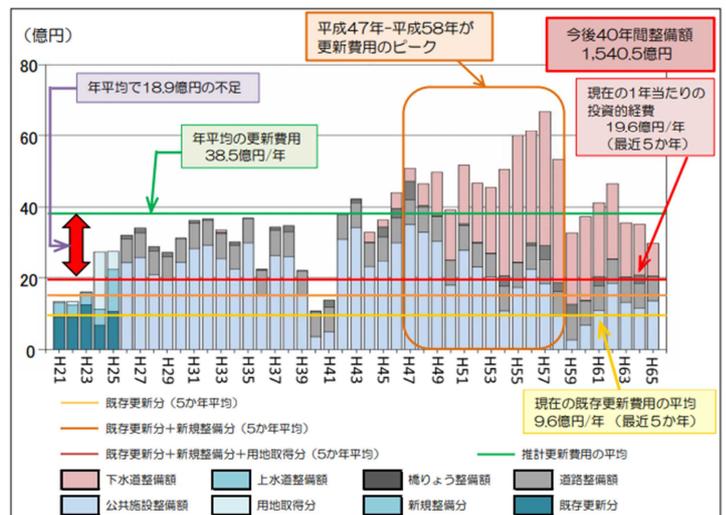


図6 更新費用の推計

出典：あきる野市公共施設等総合管理計画

## 第2部 基本構想

### 第1章 基本構想の取りまとめに当たって

#### 第1節 市民参加機会の概要

第2次計画の基本構想の取りまとめに当たっては、市民アンケート、市民ワークショップ等の機会を通して、市民の皆さん等から意見を伺いました。市民参加の機会の概要は次のとおりです。

なお、市民アンケート等の詳細は、巻末の資料編に掲載しています。

#### (1) 市民アンケート

市政に対する評価（市の事務や事業に対する満足度、重要度）や今後のまちづくりの方向性を把握するため、郵送方式によるアンケート調査を実施しました。

◆実施時期 平成30年（2018年）8月～9月

◆対象 あきる野市在住の満18歳以上の市民2,500人

◆結果 有効回収数 832通

※ 市民アンケート調査は、隔年で実施しており、直近では、令和2年度に行いました。ただし、第2次計画の策定の基礎資料としたものは、平成30年度実施以前のものとなります。

#### (2) あきる野市民ワークショップ

本市の現状や、まちの将来像、将来像の実現に向けてできることについて、市民の皆さんに検討いただくため、市域を東部、中部、西部に分け、各地域3回ずつのワークショップを実施しました。

◆実施時期 令和元年（2019年）8月～10月

◆対象 あきる野市在住の満18歳以上の市民4,500人（各地域1,500人）

◆結果 ワークショップの延べ参加者数 125人（1回当たり11.9人）

※ あきる野市民ワークショップは、令和2年度にも開催しておりますが、こちらでは、基本計画について検討いただくものであったため、回数等から除外しています。

#### (3) 中学生ワークショップ

本市と友好姉妹都市である栗原市は、中学生を対象に交流の歴史、両市の地勢・文化等を学び、友情や親睦を深める機会を設けています。令和元年度（2019年度）は、全体テーマを「10年後の私たちのまちをより良くするには」と設定し、両市の生徒が自分たちの思い描く、市の未来像等を検討しました。

◆実施時期 令和元年（2019年）7月31日（水）

◆結果 参加者数 あきる野市 市内公立中学校全6校（29名）  
栗原市 市内公立中学校全8校（16名）

## 第2節 市民参加機会から得られた意見などのまとめ

市民アンケート、市民ワークショップ等の機会を通して、市民等から得られた意見は、次のとおりです。

機会の名称	得られた意見の概要
市民アンケート	<ul style="list-style-type: none"><li>・市の施策について、重要度は平均点以上にも関わらず、満足度が平均点以下の施策について、分野別に見ると、「都市整備」（公共交通網の整備など）や「保健福祉」（高齢者が安心して生活できる支援の充実など）に属する施策が多く挙げられました。</li><li>・本市をどんなまちにしたいかについて、「保健・医療の充実したまち」や「緑と水が豊かなまち」が多く挙げられました。</li><li>・本市が目指していく将来像（キーワード）について、「住みよさ」「安心」「安全」が多く挙げられました。</li></ul>
あきる野市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"><li>・本市の「宝」（活かすべき魅力・強み）として、「生活圏に近い、気軽に楽しめる自然」「水や緑による良好な生活環境」「伝統芸能やお祭りが盛ん」等が挙げられる一方、「困りごと」（改善したい問題・弱み）として、「公共交通の利便性」「買い物の利便性」「地域コミュニティ機能の低下」等が挙げられました。</li><li>・上記の「宝」と「困りごと」を踏まえ、「10年後、こうなるといいなあ」というまちの将来像（キーワード）について、「活力」「住みよさ」「自然」「生きがい」「健やか」が挙げられました。</li></ul>
中学生ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"><li>・本市ならではの資源（自然、農産品、あきる野三大祭等）の保護や活用を通じた地域活性化、中学生にとって身近な教育環境に関する取組（いじめをなくそう子ども会議、小中一貫挨拶運動）の推進、生まれ育った地域や郷土に対する愛着を高める取組（あいさつ等を通じた日常的なコミュニケーション、地域行事への参加）等についてアイデアや方向性が挙げられました。</li></ul>

## 第2章 将来都市像

### 第1節 第2次計画における将来都市像

第1次計画では、「豊かさと活力のある都市の創造」「豊かな自然と人との共生による文化の創造」「安心して暮らせる魅力ある社会の創造」の3つの基本理念のもと、実現を目指すべき将来都市像を「人と緑の新創造都市」としました。この将来都市像には、人と緑が共生し、今まで以上にすばらしいあきる野の文化、社会、都市を創造していきたいという願いが込められています。

第2次計画では、第1次計画の将来都市像を踏まえるとともに、先に示した本市の概要や時代の潮流、第1章で示した市民ワークショップで寄せられた意見等、市が施策推進の基本姿勢としている「協働のまちづくりの推進」、市民との協働による子育て、まちづくりなどを積極的に取り組んでいる点を踏まえ、次のとおり「将来都市像」をまとめました。

#### 【あきる野市の将来都市像】

**豊かな自然と人々の絆に包まれ**

**人やまち、文化を育む**

**安全・安心なまち あきる野**

#### ※ あきる野市における市民協働の理念

市では、第1次計画後期基本計画において、「協働のまちづくりの推進」を基本姿勢として掲げ、町内会・自治会や防災・安心地域委員会をはじめとする様々な主体と共通の目的のもとに、対応な立場で、責務と役割を明確にしながら、各種の取組を進めてきました。

市における協働の理念とは、行政と町内会・自治会、市民活動団体、企業等とが情報の共有化を図り、市民ニーズや地域課題に対応するため、共通の目的のもと、対応な立場で、お互いの特徴、長所、専門的な技術などを活用して、連携・協力していくことで、まちづくりの発展や公共サービスの向上につなげていくこととしています。

## 第2節 将来都市像の考え方等

### (1) 「豊かな自然と人々の絆に包まれ」について

将来都市像の冒頭では、将来都市像における、望ましい環境像を描いています。

本市は、河川や丘陵、山林、農地など、多種多様な自然環境を有し、そこには、本市のイメージキャラクターである森っこサンちゃんのモデルとなったトウキョウサンショウウオなど、様々な生きものが暮らしています。これらは、本市の特長の一つとして広く認知されるとともに、近年では、ハイキングなどのアクティビティの舞台等となっています。

また、こうした豊かな自然環境から産み出される様々な恵みに抱かれながら、市内各所では、人々の相互の信頼と協力の下で、あきる野三大まつり、五日市憲法草案などの他に誇ることができる優れた伝統や文化が紡がれてきました。

これらの伝統、文化は、本市に関わる人々の「宝もの」として心に刻まれ、先人達から受け継ぎ、将来の世代に引き渡していくべきものと捉えられています。

市においても、こうした宝物を守り、生かしていくため、その基盤となる生物多様性の保全、都市の緑地の保全などを進めるとともに、本市の魅力の一つとして、観光プロモーションなどを通して広く発信しています。

市民や事業者、本市を訪れる人々との連携のもとで、これらの「宝もの」が、これからも、より良い状態で維持されていくことを願い、「豊かな自然と人々の絆に包まれ」というフレーズを掲げました。

### (2) 「人やまち、文化を育む」について

将来都市像の中段では、将来都市像における、本市に関わる人々の姿を描いています。

先に示したとおり、本市では、現在に至るまでの長い歴史の中で、様々な人材や地域コミュニティ、文化（風土・風習）が育まれてきました。

また、市では、地域活性化、高齢者福祉、防災などの様々な課題に対応するため、施策推進の基本姿勢として「協働のまちづくりの推進」を掲げ、町内会・自治会の活動等を支援するとともに、活性化戦略委員会、防災・安心地域委員会など、市とともに、本市のまちづくりを担う組織の設立・支援に取り組み、市民などが自発的に活動する気運の醸成や環境整備を進めてきました。

こうした取組の中には、地域における防災活動の中核となる防災リーダーといった人材の育成や、高齢者見守り隊などの活動を通じ、自らの手で地域や高齢者を守ろうという文化の育成につながるものも多くあります。

さらに、核家族化の進行等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大き

く変化する中、本市の将来を担う子ども達の健やかな成長を願い、幼児教育や学校教育、自然環境を生かした環境学習活動の機会を充実するとともに、支援を必要とする子ども達への支援に取り組んできました。また、「あきる野子育てステーション こころの」「秋川流域病児・病後児保育室 ぬくもり」の整備、乳幼児一時預かり事業の拡充、子ども・子育てに関する相談窓口の充実など、社会全体による子育て家庭への支援を推進してきました。

このように、本市では、先に示した人々の絆を礎とし、人やまち、文化を育てるという姿勢が顕著であり、これから本市が持続的に発展していくためにも、こうした姿勢を保ち続けることが重要であることから、「人やまち、文化を育む」というフレーズを掲げました。

### (3) 「安全・安心なまち」について

将来都市像の末尾では、将来都市像における、望ましいまちの姿を描いています。

少子高齢化の進行、価値観・ライフスタイルの多様化等を背景に、人口減少が見込まれる中で、本市が、現在の魅力を維持し、より成熟したまちとして、持続的に発展していくためには、安心して子どもを産み、育てられる、そして、生を受けてから人生の幕を閉じるまで、誰もがこのあきる野の地でいきいきと健やかに暮らし続けることができる、「住みよく」「住み続けられる」まちづくりが必要です。市民ワークショップなどにおいても、将来のまちの姿として、「安全」「安心」を求める声が多く聞かれました。

「安全」「安心」を実現するためには、この世界が平和であることが前提であるとともに、清潔で快適なまちの整備や、自然災害、新型感染症等への備えと対策、福祉の充実などが必要です。また、将来的には、人口や年齢構成に即したコンパクトなまちづくりに視野を向け、公共施設の適正配置などを検討する必要があります。

本市に暮らす人々、本市を訪れる人々にとって、本市が安全で、安心できる場所であるよう、「安全・安心なまち」というフレーズと市名を掲げ、将来都市像の結びとしました。

### (4) 将来都市像と SDGs の関連性について

SDGs は、「誰一人取り残さない」ことを基本理念とし、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目的としています。目的達成のために掲げられた 17 の目標には、目標 3 「すべての人に健康と福祉を」、目標 4 「質の高い教育をみんな

なに」、目標 8「働きがいも経済成長も」、目標 11「住み続けられるまちづくりを」、目標 13「気候変動に具体的な対策を」、目標 15「陸の豊かさも守ろう」、目標 16「平和と公正をすべての人に」、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」など、本市の将来都市像と重なる部分が多くみられます。

こうしたことから、市が将来都市像の実現に向けて、各種の施策を推進することは、SDGs の達成に取り組むことであり、我が国の SDGs の達成に貢献することとなります。

## 第3章 基本理念

### 第1節 市民憲章

市では、あきる野市議会議員、市民の代表、学識経験者を有する者等により構成する「あきる野市市民憲章策定委員会」の検討を経て、平成13年（2001年）5月3日に「あきる野市市民憲章」を制定しました。この市民憲章は、第1次計画策定時に、将来都市像の実現に向けた市民の道標として、総合計画とも密接に関わり、相補い切っても切り離せないものとされ、将来に渡って受け継いでいくものとしています。

これらの経過から、第2次計画における基本理念の検討に当たっては、この市民憲章を土台としました。

#### あきる野市市民憲章

秋川の清流を抱き、緑あふれる豊かな自然に恵まれた郷土あきる野では、はやくから先人たちが文化の育成や産業の振興につとめてこられました。

わたくしたちは、この良き伝統を引き継ぐとともに、このまちに一層の誇りと責任をもち、活力と創造性に満ちた人間性あふれるまちづくりをめざして、ここに市民憲章を定めます。

- 一 清らかな川、緑豊かな山や丘陵を大切に守り育て、みずみずしいまちをつくります
- 一 一人ひとりを互いに尊重し、社会のきまりを守りつねに世界に心をひらいて前進する、連帯感あふれる明るいまちをつくります
- 一 子供やお年寄りをいたわり、思いやりのある若い力の育つ、さわやかなまちをつくります
- 一 歴史や伝統を大切にし、地域の個性を活かすとともに、産業のさらなる振興につとめ、たくましいまちをつくります
- 一 スポーツや芸術を愛好し、健康で文化の香り高い、こころ豊かなまちをつくります

平成13年5月3日制定

## 第2節 第2次計画における基本理念とその考え方

第2章で掲げた将来都市像や第1節で掲げた市民憲章から、各種施策の推進に当たっての基本的な考え方を「基本理念」として整理しました。

### **基本理念1** 豊かな自然と調和したまちづくりを進めよう

秋川の清流や緑あふれる豊かな自然環境とそこに暮らす様々な生きものは、本市の特長の一つであり、かけがえのない財産です。また、豊かな自然環境の一つである森林等の緑や、人々の生活に潤いをもたらす市街地の緑は、地球環境問題への対応や、生物多様性の確保等といった観点から、保全等が求められてきています。

さらに、市民アンケートなどにおいても、良好な自然環境を維持したまちづくりが求められていることから、様々な施策において、本市の特長である自然と調和したまちづくりを進めていきます。

### **基本理念2** 地域の特性を生かした、活力あふれるたくましいまちづくりを進めよう

圏央道の整備効果等から、本市の利便性は大きく高まり、新たな市街地の形成や企業進出などに伴う地域の発展が期待されています。

また、既存の商店街等では、空き店舗の活用のほか、商店街の個性を創出し、賑わいの復活に取り組んでいます。

農業などの第一次産業に目を向けると、本市では、地産地消型農業が盛んに取り組まれ、トウモロコシ、のらぼう菜などの農作物は、市外からも購入者が訪れるほどの人気です。

第一次産業の基盤である豊かな自然環境は、ハイキングなどのアクティビティの舞台であり、観光資源の一つとして、大いに注目される可能性を秘めています。

このように、本市が有する様々な特性を生かし、更なる地域振興に向けて、より一層の活力あふれるまちづくりを進めていきます。

### **基本理念3** 安全・安心なまちづくりを進めよう

人々が健やかに暮らしていくためには、そのまちが、安全であり、安心できる場所でなければなりません。

子どもからお年寄りまで、障がいのある方、外国からきた方などを含め、人々が安全・安心に、本市で暮らしていくためには、道路、下水道、公共交通などの都市基盤の充実、防災力の強化、国土強靱化の推進、子ども・子育て支援や学校教育、地域福祉の充実、健康を増進できる体制づくり、多文化共生の推進などが重要です。

本市では、道路整備、公共交通対策、地域との連携による防災対策、見守り体制

の充実、検診の充実などを進めており、これらを更に継続・拡充するとともに、新たに国土強靱化の取組を進めることで、より一層の安全・安心で快適なまちづくりを進めていきます。

#### **基本理念4** お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家族の増加などにより、子どもや子育て家庭、障がい者や高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況下において、あらゆる市民が本市で健やかに暮らし、本市が持続的に発展していくためには、市が進める各種の取組に加え、地域で支え合う文化の醸成と仕組みづくりが必要です。

本市では、町内会・自治会をはじめ、地域でお互いに助け合う意識が根付いているため、市民同士の支え合いを支援するとともに、社会全体で子どもや子育て家庭、障がい者、高齢者を見守る体制や仕組みを構築していきます。また、こうした体制や仕組みを維持していくためには、これらを引き継ぎ、発展させていく人づくり、組織づくりが必要です。このためには、直接的に市が人材を育成する取組や、市民等における人材育成等を支援する取組も求められます。

こうしたことを踏まえ、お互いに支え合い、育て合うまちづくりを進めていきます。

## 第4章 まちづくりの方向性

基本理念に基づき、将来都市像を実現するため、第2次計画・基本計画の6つの部門別に第1次計画・後期基本計画における施策や事業の状況、前述の時代の潮流等を踏まえ、第2次計画において取り組むべきまちづくりの方向性を定めました。

### 第1節 都市整備分野

#### (1) 快適で住み続けられる都市づくりの推進

人口減少社会における自立性の高い都市の形成に向け、市民の生活を支える様々な機能を、地域の特性に応じて再編・集約し、集約型の地域構造を有する都市づくりを進めます。また、既存ストックの有効な更新や転換の推進を図るとともに、初雁地区、秋川高校跡地等において、地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。

#### (2) 緑豊かで良好な都市景観の形成

市街地における空洞化への対応や、気候変動対策、生物多様性の確保といった観点から、市民の憩いの場となっている公園や都市緑地など、都市的土地利用における緑地空間等の適正な維持・管理を継続します。また、市民が快適な生活を送ることができるよう、良好で自然と調和した市街地の形成に取り組みます。

#### (3) 安全で利便性の高い都市基盤の充実

道路、下水道等のライフライン、鉄道や河川など、市民生活において欠かすことのできない都市基盤の安全性や利便性の確保に向け、関係機関との連携の下、都市計画道路等の整備を推進するとともに、駅周辺の整備や公共交通機関の利便性の向上、地域に適した公共交通の整備、汚水処理の推進などに取り組みます。

また、河川等の管理に当たっては、関係機関との連携の下、越水や氾濫の恐れのある箇所改修を進めるとともに、河川環境の維持・保全、水辺空間の整備に取り組みます。

## 第2節 産業振興分野

### (1) 地域特性を生かした産業振興の促進

地域経済力の強化に向け、都心からの近接性、圏央道の整備等による広域交通ネットワークの形成といった本市の地域特性を生かし、新たな産業の創出・育成や、武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地における企業立地など、計画的な産業振興に取り組めます。

### (2) 活力ある商工業の振興

商工業の振興に向け、今後も、商工会をはじめ関係機関との連携を強化し、商店街の集客力向上や活性化の取組、事業者によるICT等の活用などを支援するとともに、商工業者に対する創業や事業承継等の支援などを継続・拡充します。

### (3) 歩きたくなる街あきる野を目指した観光業の振興

観光産業の発展に向け、地域住民、商工業者、観光業者などとの連携の下、自然の豊かさと都市機能を併せもつ本市の地域特性を生かし、多面的で変化に富んだ体験型の観光施策を進めます。また、あきる野の魅力を発信し、観光客の増加と観光産業の発展に取り組めます。

### (4) 消費志向に合わせた都市型農業の推進

持続的発展が可能な地域農業の実現に向け、本市ならではの地産地消型農業を更に推進するため、担い手となる農業者の育成に取り組むほか、販路の拡充等を通じた魅力ある農業経営の確立、優良農地の保全や農作物への被害防止対策の推進等による生産環境の整備を推進します。また、持続的な農業振興に向けた方策の研究等を進めます。

### (5) 自然と調和した林業の推進

林業の推進に向け、森林の有する多面的機能の充実と機能間の調整を図り、地域特性や市民ニーズに応じた適正な森林施業の実施、多摩産材の利用拡大等を通じて、健全な森林資源の維持造成、自然と調和した林業の推進に取り組めます。

### (6) 秋川の資源を活用した水産振興の推進

水産業の振興に向け、魚道環境の維持・管理に取り組むとともに、アユのブランド化を推進します。

### 第3節 市民生活・環境分野

#### (1) 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成と多文化共生社会の推進

地域コミュニティ\*の強化に向け、町内会・自治会、防災・安心地域委員会、地域コミュニティ団体などの各種団体の支援に継続・充実するとともに、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という意識の醸成に取り組みます。

また、外国人住民が増加傾向であること等を踏まえ、外国人住民が本市で安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりを進めるとともに、国際的視野をもつ人材の育成に取り組みます。

#### (2) 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

市民の安全な暮らしを守るため、町内会・自治会や防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力を向上させるとともに、防災施設・設備等の充実、消防力の充実等を進めます。

また、交通事故や各種犯罪等の発生抑制、平和の維持、公害防止などに取り組み、市民が安全かつ安心に暮らせるまちづくりを推進します。

#### (3) 清潔で快適な循環型社会システムの構築

循環型社会システムの構築に向け、食品ロス削減などによる更なるごみの発生抑制、ごみの減量化・資源化などを推進します。

また、ゼロカーボンシティに向け、省資源や省エネルギーの実現に取り組み、地球温暖化対策を推進します。

#### (4) 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

豊かな自然と人との共生に向け、市民や事業者などとの協働の下、各地域の特性に応じた森づくり等を通じて、自然環境の保全と活用に取り組み、生物多様性の保全に努めます。

また、水環境や緑環境の充実に取り組み、水と緑に恵まれた生活環境づくりを推進します。

## 第4節 保健福祉分野

### (1) 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療等の充実

市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせるよう、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、各種健康診査・検診の受診率の向上、予防接種の接種率の向上、地域における健康づくり活動の支援等に取り組み、保健・医療の充実を進めます。

### (2) 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

全ての子どもが健やかに成長し、その保護者が安心して子育てができるよう、質の高い幼児教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業等の充実を図るとともに、社会全体で子ども・子育て家庭を見守り、成長を支える取組を推進します。

### (3) 障がい者が地域社会で安心して生活できる福祉の充実

市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、同等に生活できるノーマライゼーション\*の概念や心のバリアフリー\*を浸透させる取組を推進するとともに、暮らしやすい生活の場の確保や権利擁護、社会参加などの支援に取り組みます。

### (4) 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

市民が年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現に向け、健康づくりと介護予防・フレイル予防\*を推進します。また、誰もが生きがいを持ち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者や介護者を地域全体で支え合うための仕組みづくりなどにより、安心して住み続けられる福祉の充実を図ります。

### (5) 地域福祉の推進

全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、複雑化、多様化、複合化している生活や福祉の課題に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。また、身近な地域で互いに支え合い、助け合える地域の力を高め、地域福祉の担い手と関係機関がそれぞれの力を発揮し、連携・協働ができる体制づくりを進めます。

## 第5節 教育・文化・スポーツ分野

### (1) 人権尊重教育の推進

全ての市民が個人の価値を尊び、安全に安心して暮らせる社会を実現するため、いじめや虐待、高齢者、障がい者、外国人、性同一性障害などの人権課題について、学校教育や社会教育活動などを通じて、考え、態度や行動につなげていけるよう、人権教育や男女共同参画を推進します。

### (2) 生涯学習社会の振興

市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、「人生100年時代」の到来を見据え、生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の振興に取り組みます。

### (3) 青少年の健全育成の推進

青少年の健全育成の推進に向け、不登校状況にある児童・生徒の支援の充実や教育相談の充実を進めるとともに、学校や家庭、地域社会の連携の下、健全な家庭づくりや地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の社会参加活動などを推進します。

### (4) 個性を生かす学校教育の充実

児童・生徒一人一人の個性を生かす学校教育の充実に向け、教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進などに取り組むとともに、各学校の創意工夫の下、ICT機器を有効活用しながら、ユニバーサルデザイン\*を視点とした授業づくりや特別支援教育の充実などを進めます。

### (5) 社会教育の推進

市民が、生涯にわたって文化・スポーツ・レクリエーション等の多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、誰もが学習やスポーツを楽しむことができる環境の整備等に取り組むとともに、本市の歴史を物語る文化財の保護と活用、伝統芸能保存活動への支援を継続します。

## 第6節 行財政分野

### (1) 財政運営の健全化

財政運営の更なる健全化に取り組み、市民サービスの向上や市民要望への適切な対応が図られるよう、積極的な財源の確保に努めるとともに、歳出の削減につながる経常的な経費の削減、適正な受益者負担や民間活力の導入等を進めます。

### (2) 行政体制・行政サービスの適正化・最適化

市民サービスの利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、自治体におけるデジタル・トランスフォーメーション（自治体DX）を推進するとともに、情報資産を守るための取組を進めます。また、将来のまちづくりを踏まえ、経営的な視点で公有財産を総合的かつ統括的に企画、管理、活用するファシリティ・マネジメント\*を推進します。

### (3) 組織・人事体制の活性化

多様化する市民ニーズや法改正等に伴う新たな行政課題等に対応するため、効率的かつ効果的な組織体制を整備するとともに、人材育成基本方針に基づく人材育成により職員の能力の向上及び適正な人員配置を図り、職員や組織の活性化に努めます。

また、大規模な自然災害等に対応するため、危機管理体制を強化します。

### (4) 協働によるまちづくりの推進

協働によるまちづくりを推進するため、多様な手段により市政情報や本市の魅力を発信し、多様な主体と市政情報等の共有化に取り組むとともに、町内会・自治会、市民組織等への支援を通じて、市政運営への市民参加を推進します。

### (5) 広域行政・広域連携の推進

人口減少社会を迎える中、限られた資源で広域的な課題に対応し、住民サービスの向上、地域活性化などを図るため、周辺市町村等との広域連携及び広域行政を推進します。

## 第5章 人口の展望（人口ビジョン）

### 第1節 今後の人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成30年（2018年）3月に公表した推計人口に基づき、本市の総人口及び年齢3区分別の人口を推計しました。

#### 【推計の条件】

##### （1） 推計期間

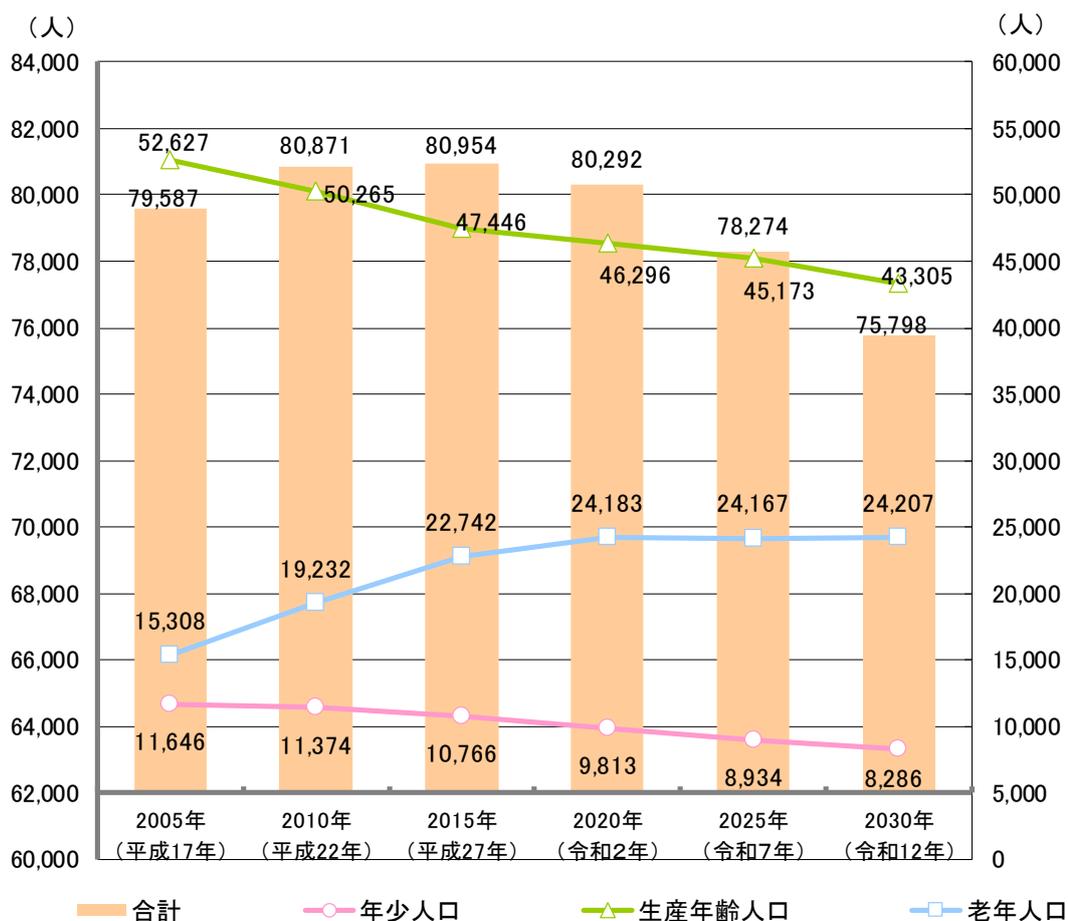
- ・ 令和12年（2030年）までの5年ごとの推計です。

##### （2） 推計方法

- ・ 平成27年（2015年）国勢調査から得られる市区町村別の男女5歳階級別人口を基準とし、出生に関する仮定値として子ども女性比（15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比）及び0～4歳性比（0～4歳の人口について、女性の数に対する男性の数の比を女性の数を100とした指数で表したもの）、死亡に関する仮定値として生残率、移動に関する仮定値として移動率を設定して将来人口推計を行っています。

新規施策の実施、既存施策の充実等を行わなかった場合において、第2次計画の目標年次である令和12年度（2030年度）の人口は、概ね75,800人になると推計されます。

グラフ 8 今後の人口の見通し（社人研平成 30 年 3 月公表ベース）



	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
年少人口割合 (0～14歳)	14.6%	14.1%	13.3%	12.2%	11.4%	10.9%
生産年齢人口割合 (15～64歳)	66.1%	62.2%	58.6%	57.7%	57.7%	57.1%
老年人口割合 (65歳以上)	19.2%	23.8%	28.1%	30.1%	30.9%	31.9%

<留意事項>

- ・各年 10 月 1 日時点人口（平成 17 年（2005 年）～平成 27 年（2015 年）は国勢調査に基づく実績
- ・令和 2 年（2020 年）は住民基本台帳に基づく実績、令和 7 年（2025 年）以降は推計値

表 5 人口の見通し（令和 2 年（2020 年）と令和 12 年（2030 年）の比較）

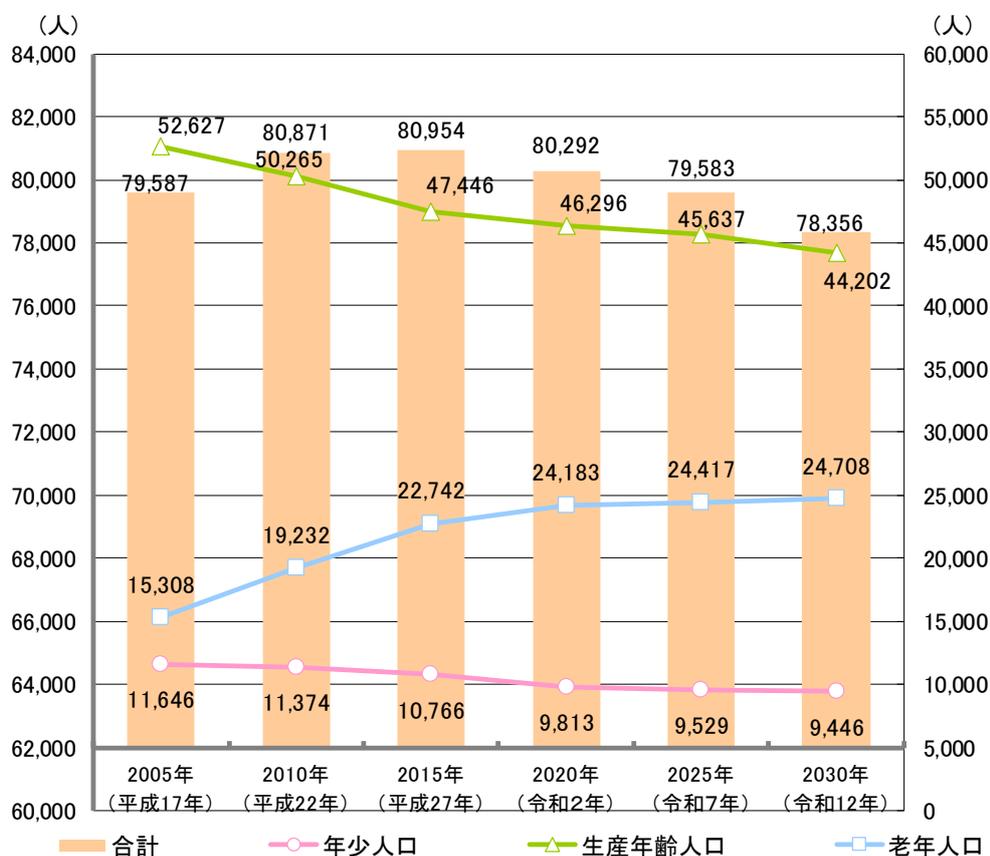
	令和 2 年（2020 年）	令和 12 年（2030 年）
総人口	80,292 人	75,798 人
年少人口 (対総人口割合)	9,813 人 (12.2%)	8,296 人 (10.9%)
生産年齢人口 (対総人口割合)	46,296 人 (57.7%)	43,305 人 (57.1%)
老年人口 (対総人口割合)	24,183 人 (30.1%)	24,207 人 (31.9%)

## 第2節 将来人口（シミュレーション）

第1節の推計結果をもとに、将来都市像の実現に向け、様々な施策を着実に推進し、将来の合計特殊出生率の向上、将来の純移動率の改善等を見込んだシミュレーションを行った結果、第2次計画の目標年次である令和12年度(2030年度)において、概ね78,300人になると見込まれることから、78,300人台の人口の維持を目指します。

項目	向上又は改善の内容
合計特殊出生率	子育て支援策等の推進により、令和元年(2019年)で「1.3」である合計特殊出生率を令和12年度(2030年度)に「1.56」まで引上げる。
純移動率	まちづくり等の推進により純移動率の改善を図り、H30社人研ベース推計(令和12年度(2030年度))と比較し、人口を3パーセント程度増加させる。

グラフ 9 将来人口（シミュレーション結果）



	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)
年少人口割合 (0～14歳)	14.6%	14.1%	13.3%	12.2%	12.0%	12.1%
生産年齢人口割合 (15～64歳)	66.1%	62.2%	58.6%	57.7%	57.3%	56.4%
老年人口割合 (65歳以上)	19.2%	23.8%	28.1%	30.1%	30.7%	31.5%

### <留意事項>

- ・各年10月1日時点人口（平成17年（2005年）～平成27年（2015年）は国勢調査に基づく実績、

- ・令和2年（2020年）は住民基本台帳に基づく実績、令和7年（2025年）以降は合計特殊出生率の向上、生残率や純移動率の改善によるシミュレーションを実施

表6 あきる野市の将来人口フレーム

	令和2年（2020年）	令和12年（2030年）
総人口	80,292人	78,356人
年少人口 （対総人口割合）	9,813人 （12.2%）	9,446人 （12.1%）
生産年齢人口 （対総人口割合）	46,296人 （57.7%）	44,202人 （56.4%）
老年人口 （対総人口割合）	24,183人 （30.1%）	24,708人 （31.5%）

## 第6章 土地利用（調整中）

将来都市像「豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまちあきる野」の実現のために、令和4年度中に策定する都市計画マスタープランに基づき、適正な土地利用の誘導を図り、都市の整備を推進していきます。

### ■ 適正な土地利用のイメージ



秋川高校跡地

武蔵引田駅区画整理事業の  
写真を挿入予定

武蔵引田駅区画整理事業